

平成29年度我が国の現代美術の海外発信事業
「我が国の現代美術の戦略的海外発信に向けた関連資料の整理」
仕様書

1. 事業の趣旨

文化庁では、我が国の現代美術のプレゼンスの向上を目指し、国際発信力のある新進芸術家やキュレーターの育成を図るとともに優れた現代美術作品の海外発信の推進に取り組んでいるが、海外発信を進める上での課題として、我が国の現代美術の歴史的文脈は必ずしも十分に整理されていない、重要な資料等の保存整理がなされていないという現状がある。

そのため、こうした課題を解決する取組として、将来的に国内外の研究者が利用できるよう公開することを前提としつつ、日本の現代美術に係る特徴的な芸術運動に関する資料体の保存整理を行い、将来的にこれらの資料等が広く利用されるよう環境を整える。また、年度内に成果報告の機会を持ち、この事業成果を社会に発信する。

＊本事業で主たる対象とする芸術運動は、日本の戦後美術の中でも、特に国立美術館で作品を所蔵する作家に関連するものとする。また、研究対象として国際的にニーズが高いものとする。

2. 事業の概要

契約期間：契約開始日～平成30年3月30日（金）

3. 業務内容

（1）資料整理、情報の調査・収集

我が国の現代美術に係る芸術運動の中から、世界の美術史の文脈において大きな意味を持ち、価値づけが急務なものについて、その芸術運動にかかわる未整理の資料体（※）を整理し、将来的な公開に向け、必要に応じてデジタル化やデータベース化を行うこと。

なお、実施にあたっては、下記①～⑤の点に留意すること。

- ① 本事業で保存整理の対象となる資料体は、すでにまとまって存在し、所有権がはっきりしているものに限る(必ずしも事業実施者の所蔵である必要はない)。新たな資料の収集、購入は本事業では助成対象としない。
- ② 取り上げる芸術運動に関する資料を保存整理し、その関連情報を幅広く調査・収集し、その内容を明らかにすること。
- ③ 整理した資料、収集した情報等については、将来的な公開を見据え、権利者・提供者等の承諾を得るほか、世界の美術史の文脈に位置づけられるよう体系だった整理・リスト化を行うこと。
- ④ 整理した資料、収集した情報等は公開を前提として、情報を海外へ発信していく観点から、基本情報の英訳を進めること。

※資料体の例

手紙、ビデオテープ、映像フィルム、音声テープ、写真フィルム、作品スケッチ、ポスター、パンフレット、雑誌、書籍 等

(2) 報告書の作成

上記(1)で実施する内容を含めた実施事業の全体をまとめた報告書を作成し、下記のとおり文化庁に納品すること。なお、報告書には当初計画・目標、実際の実施内容、実施結果、整理した資料のリスト等を記載すること。

【報告書の納品について】

納入期限：平成30年3月30日（金）

納入場所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁文化部芸術文化課支援推進室メディア芸術交流係

納入部数：紙媒体 15部、電子媒体 1部

(3) 文化庁が開催を予定している成果報告会への参加。

成果報告会の内容は下記のとおり。なお、参加に係る旅費等の経費は、本事業の経費として計上しておくこと。

【実施予定】

開催時期：平成30年2月～3月（うち1日）

開催地：東京

概要：国内の学芸員や研究者に対し、本事業の成果を発表するとともに、今後の現代美術の海外発信における資料・情報の収集の方向性や活用の計画について意見交換を行う。

4. その他

- (1) 本事業の実施にあたり入手した個人情報については、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (2) 本事業で作成されたレポートや記録集については、文化庁WEBサイトを通じて、その内容を公表することを想定しているため、報告書を構成する素材等の著作権等については、問題が生じないように処理を行うこと。
- (3) レポートや記録集等の検収は文化庁が行い、提出後に受託機関の責任による誤り等が判明した場合には、文化庁の指定する日時までに指示内容を提示修正するものとする。
- (4) 提出したレポートや記録集の記述に関し、即時説明できる体制を整えること。
- (5) 委託代金の支払にあたっては、証憑書類の提出を求めることから、厳格な経理処理を行える体制を構築すること。
- (6) 仕様書に定めのない事項がある場合、または疑義が生じた場合には、文化庁担当官と協議し、その指示に従うこと。